

「道路空間を活用した EV 路上カーシェアリング社会実験協議会」規約(案)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は「道路空間を活用した EV 路上カーシェアリング社会実験協議会」(以下、「協議会」という。)とする。

(目的)

第 2 条 公共交通からの乗り換え利便性が高い道路上へカーシェアステーションを設置する「道路空間を活用した EV 路上カーシェアリング社会実験」(以下、「社会実験」という。))について、鉄道と EV カーシェアの組み合わせによる CO₂排出の削減や、交通利便性の向上、災害時の有効活用等の検証や運営上の課題の整理を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会実験の運営・評価
- (2) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(事業計画)

第 4 条 事業計画は、協議会の承認を得なければならない。

第 2 章 組織

(構成)

第 5 条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 委員を新たに追加し、若しくは変更しようとするときは、協議会の承認を要する。

(会長)

第 6 条 協議会には、会長 1 人を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長がやむを得ない事由でその職務を全うできない場合は、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任務)

第 7 条 委員等の任期は、協議会の解散のときまでとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

第 3 章 協議会

(会議)

第 8 条 協議会の開催は会長が決定し、事務局が召集する。

- 2 協議会の進行は事務局が行う。
- 3 協議会は次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 協議会の開催及び運営に関する基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 社会実験の実施に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- 5 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。
- 6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、協議会委員等以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 協議会は、原則非公開とする。

(事務局)

第 9 条 協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所地域調整課とする。
- 3 事務局は次に掲げる事項について実施する。
 - (1) 協議会の運営
 - (2) 社会実験実施計画の作成、告知の実施
 - (3) 効果検証、とりまとめ
- 4 その他、事務局の運営に関し必要な事項は別に定める。

第 4 章 規約の改正及び解散

(規約の改正)

第 10 条 この規約は、協議会の議決を経て改正することができる。ただし、軽微な内容の改正については、会長が決定することができる。

(解散)

第 11 条 協議会は、第 2 条の目的を達成した時に解散する。

第 5 章 その他

(雑則)

第 12 条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別に定める。

附則

この規約は、令和 6 年 2 月 8 日から施行する。

(別紙)

道路空間を活用したEV 路上カーシェアリング社会実験協議会

委員名簿

分類	区分	役職
会長	国土交通省	近畿地方整備局 大阪国道事務所 事務所長
委員	警察	大阪府警察本部 交通部 交通規制課 規制担当管理官
	自治体	大阪市 環境局 環境施策部 環境施策課 課長
	〃	大阪市 計画調整局 計画部 交通政策課 課長
	〃	大阪市 建設局 総務部 管理課 課長
	国土交通省	近畿地方整備局 道路部 路政課 課長
	〃	近畿地方整備局 道路部 交通対策課 課長
	関係団体	梅田2丁目振興町会 会長
	〃	西阪神桜橋商店会 会長
	〃	福島連合振興町会 会長
	実験参加者	タイムズモビリティ株式会社 取締役 専務執行役員 ビジネス企画本部長
	〃	タイムズモビリティ株式会社 ビジネス企画本部 サービス企画部長

(敬称略)